

# じぶんの町を良くするしくみ。 赤い羽根共同募金

**運動期間** 2023年(令和5年)10月1日▶12月31日

10月1日から赤い羽根共同募金が始まります。  
今年も皆さまのご協力をお願いいたします。

令和5年度  
目標額  
9千万円

赤い羽根共同募金にご協力いただき、ありがとうございます。

広島市域の赤い羽根共同募金は、主に皆さまのお住いの地域で福祉活動を担っている、地区(学区)社会福祉協議会の新・福祉のまちづくり総合推進事業や下記のような活動支援にも活かされています。

1世帯当たり目安額は400円です

## 障 害のある方で車椅子利用者の外出支援に



リフト付き車輛をボランティアの方が運行し、  
買い物や余暇活動の行動支援に

## 高 齢者一人世帯など気になる方の見守りに



区のボランティアが手づくりのお弁当を、  
見守りを兼ねて自宅に届けます

## 災 害時の被災された方への支援活動に



災害ボランティアセンターを立ち上げ、地域  
の方や関係機関と連携し、一日も早い復興に

## 新・福祉のまちづくり事業のご紹介

広島市域では、地区(学区)社会福祉協議会が中心となり、新・福祉のまちづくり総合推進事業として以下の事業が取り組まれています。

### 近隣ミニネットワークづくり推進事業

訪問活動を基本にして、住民の視点で気がかりな人を多様な方法で見守ることによって、気に掛け合い、声を掛け合えるような地域づくりを進める取り組みです。

### ふれあい・いきいきサロン設置推進事業

高齢者や障害者、児童等が身近な地域で気軽に参加できるサロン(集いの場)を実施したり、サロンの立ち上げ支援やサロン同士のネットワークづくりを行ったりする取り組みです。

### 地区ボランティアバンク活動推進事業

地域で支援を必要とする人への支援活動を進めるため、福祉意識の啓発、住民ニーズの把握と活動場面の開拓・提供、担い手の発掘・養成・登録・活動調整等を行う取り組みです。

## 共同募金への募金は寄附金の税制優遇措置の対象となります

共同募金への募金は、税制上、国と地方公共団体と同じように、寄附に対する「優遇措置の対象」になっています。このことは、共同募金による配分が社会福祉の増進に貢献していると、社会的評価を得ているためです。

### 個人のご寄附

所得税については、所得控除又は税額控除の、住民税については税額控除の対象となります。

(所得税法第78条第2項及び租税特別措置法第41条の18の3第1項、地方税法第37条の2、第314条の7及び地方税法施行令第7条の17、第48条の9)

### 法人のご寄附

法人税については全額損金算入となります。(法人税法第37条及び昭和40年大蔵省告示第154号第4号)

広島市共同募金委員会 ☎732-0822  
広島市南区松原町5-1 広島市総合福祉センター内 TEL264-6400

令和4年度の募金額は

73,077,355円でした



皆さまのあたたかいご協力ありがとうございました。

お寄せいただいた募金は、令和5年度に広島市を中心に下記のように配分させていただき、様々な福祉活動に役立てられています。

1 市内の地区(学区)社会福祉協議会の福祉活動へ

| No. | 配分先                   | 配分額(円)     |
|-----|-----------------------|------------|
| 1   | 中区内の14地区(学区)社会福祉協議会   | 3,536,760  |
| 2   | 東区内の13地区(学区)社会福祉協議会   | 3,762,000  |
| 3   | 南区内の16地区(学区)社会福祉協議会   | 3,978,620  |
| 4   | 西区内の18地区(学区)社会福祉協議会   | 4,785,750  |
| 5   | 安佐南区内の25地区(学区)社会福祉協議会 | 6,987,080  |
| 6   | 安佐北区内の28地区(学区)社会福祉協議会 | 6,768,010  |
| 7   | 安芸区内の9地区(学区)社会福祉協議会   | 2,561,190  |
| 8   | 佐伯区内の17地区(学区)社会福祉協議会  | 5,254,590  |
| 計   |                       | 37,634,000 |

2 市内の民間福祉団体への事業費に

| No. | 配分先  | 配分額(円)  |
|-----|--|---------|
| 1   | 広島市地区保護司連絡協議会<br>⇒「社会を明るくする運動」や「再犯防止推進運動」に         | 300,000 |
| 2   | 広島市母子寡婦福祉連合会<br>⇒ひとり親家庭の児童の健全育成を図る事業などに            | 300,000 |
| 3   | 広島市中区民生委員児童委員協議会<br>⇒児童の身体機能の向上及び生活能力向上等を旨とする体験事業に | 254,000 |
| 計   |  | 854,000 |

3 市内の区社会福祉協議会の事業費へ

1,124,791円

4 県内の社会福祉協議会、民間福祉団体、災害準備金へ

33,464,564円

合計 73,077,355円

赤い羽根共同募金の流れ



家族・地域・学校・会社・商店・街頭

地区(学区)共同募金委員会

区共同募金委員会

広島市共同募金委員会

広島県共同募金会

市・県内社会福祉協議会

市・県内福祉団体

市・県内福祉施設

あなたの身近なお年寄り・障害のある人・子どもたちが安心して暮らせる、持続可能な地域社会づくりの支援に



ネットで寄付する(オンライン寄付)

中央共同募金会のホームページに、ネットで寄付するオンライン寄付があります。

「あなたの町へ寄付できます」をお選びいただくと、広島市では募金先を区まで指定できますので、ぜひご活用ください。

赤い羽根共同募金で検索 または



中央共同募金会ホームページのこの場所からお入りください

オンライン寄付では、クレジットカードのほかに、コンビニ支払い等が利用できます

赤い羽根共同募金の配分希望団体を募集しています

募集の条件 市又は区域全体にかかわる福祉事業を行っている  
広島市内に主たる拠点を置く民間の団体

申請の期限 令和5年11月30日(必着)

決定時期 令和6年3月

事業年度 令和6年

配分金交付時期 令和6年7月

配分基準額 一団体30万円を限度に事業費の4分の3以内の金額

※配分を利用される方は、広島市社会福祉協議会のホームページ(https://shakyo-hiroshima.jp)から申請書をダウンロードして申請するか、ご連絡いただくと申請用紙など必要書類をお送りします。